

PCB特別措置法の改正内容について

平成28年8月1日に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）の一部改正法が施行されました。主な改正内容は以下のとおりです。

高濃度 PCB 廃棄物の処理期限^{※1}の短縮について

廃棄物の種類		処理期限 (改正前)	処理期限 (改正後)	特例処分 期限日 ^{※2}
高濃度 PCB 廃棄物	高圧変圧器・ コンデンサー等	H35.3.31	H34.3.31	H35.3.31
	安定器・汚染物等	H36.3.31	H35.3.31	H36.3.31
低濃度 PCB 廃棄物		H39.3.31	H39.3.31	—

※1 処理期限（特例処分期限日が適用される場合は同期日）までに処分されない場合、改善命令等の対象となります。

この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又は併科されます。

※2 処理期限の1年後までに処分することが確実であり、都道府県市に届出をした場合にのみ、適用される。

高濃度 PCB 使用製品への規制について

- ・高濃度 PCB 使用製品は、上表の処理期限内に廃棄し、高濃度 PCB 廃棄物として処分しなければなりません。
- ・処理期限内に廃棄されない高濃度 PCB 使用製品は、高濃度 PCB 廃棄物とみなされ、PCB 特別措置法及び廃棄物処理法が適用されます。^{※3}

※3 処理期限（特例処分期限日が適用される場合は同期日）までに処分されない場合、改善命令等の対象となります。

この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又は併科されます。

各種届出様式の変更・新設（他の届出についても様式変更等あり。様式は以下 HP 参照）

届出書の種類	主な（変更）内容
PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	高濃度 PCB 使用製品（高濃度 PCB 使用電気工作物を除く。主に <u>蛍光灯安定器を想定。</u> ）を所有する事業者も届出の義務化
PCB 廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了届出書	全ての PCB 廃棄物を処分又は全ての高濃度 PCB 使用製品を廃棄した場合、20 日以内に届出
高濃度 PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書	特例処分期限日の適用対象とする高濃度 PCB 廃棄物・使用製品の届出
特例処分期限に係る届出事項の変更届出書	上記内容に変更があった場合の届出

届出様式

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>

長野県 PCB

検索

PCB 廃棄物保管事業者、PCB 使用製品所有事業者の皆さまへ

- ・処理期限までの処理が義務付けられています。
- ・処理に必要な費用を確認し、予算の確保をお願いします。
- ・高濃度 PCB については、JESCO へ登録をお願いします。
- ・高濃度 PCB の処理費用については助成制度があります。
- ・PCB 含有の不明の機器は、早期に分析を行ってください。
- ・必要な届出書の提出をお願いします。
- ・記載方法やその他 PCB について不明点等ありましたら、下記お問い合わせ先または管轄する地域振興局環境課へ御連絡ください。

JESCO PCB 処理営業部管理課
住所：東京都港区芝 1-7-17
電話：03-5765-1935
FAX：03-5765-1923

<お問い合わせ先>

〒380-8570 長野市南長野幅下692の2

長野県環境部資源循環推進課

TEL：026-235-7187（直通） FAX：026-235-7259

メール：junkan@pref.nagano.lg.jp

<p>■佐久地域振興局環境課 直通電話 0267(63)3166 管轄区域 佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡</p>	<p>■木曾地域振興局環境課 直通電話 0264(25)2234 管轄区域 木曾郡</p>
<p>■上田地域振興局環境課 直通電話 0268(25)7134 管轄区域 上田市 東御市 小県郡</p>	<p>■松本地域振興局環境課 直通電話 0263(40)1956 管轄区域 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡</p>
<p>■諏訪地域振興局環境課 直通電話 0266(57)2952 管轄区域 岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡</p>	<p>■北アルプス地域振興局環境課 直通電話 0261(23)6563 管轄区域 大町市 北安曇郡</p>
<p>■上伊那地域振興局環境課 直通電話 0265(76)6817 管轄区域 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡</p>	<p>■長野地域振興局環境課 直通電話 026(234)9533 管轄区域 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡</p>
<p>■南信州地域振興局環境課 直通電話 0265(53)0434 管轄区域 飯田市 下伊那郡</p>	<p>■北信地域振興局環境課 直通電話 0269(23)0202 管轄区域 中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡</p>